



★台風シーズンに備えて

導入し、実践的な教育を行ない、システムエンジニア、プログラマー、オペレーターなどの養成も促進する。  
一方、昭和五十年代までに、県内の高等学校のうちから「コンピュータモードル高校」を指定し、必要がある場合は電子計算機科を設置する。

地方自治情報センターの設立

情報化社会の到来に対応して、地方自治行政の近代化をはかるため、各都道府県と共同して、財団法人地方自治情報センターを設立するとともに、この地方自治情報センターの活動に参加し、情報処理システムの調査研究などを行なう。

電信・電話網の確立

増加しつつある電話の積滞を解消し、昭和四十三年度における充足率三二%をさらに向上させるよう促進するとともに、昭和四十三年度において全国即時網に編入されている局は県内百二十九局のうち百三局であり、編入率八〇%となっているが、これを昭和四十五年までにおおむね一〇〇%とするよう、その整備を促す。

(二六頁へつづく)

八月の終りから九月にかけてはほぼ台風シーズン、毎年必ずといっていいくらい、一つや二つ南方洋上からやってきて、大雨を降らせたりして、大きな災害をもたらします。

わが国は外国に比べて四季にわたる気象変化がとくに目立ちます。これはわが国が高気圧や低気圧がひんぱんに通る位置にあって、しかも台風の通路にあたり、かつアジア大陸と太平洋の境目にあるためです。

ところで、九月一日は二十日、わが国では昔から農家にとって台風の厄日としておそれられ警戒されています。しかし近年、大きな災害をもたらす台風は二十日ごろの九月初旬よりむしろ九月中旬にかけて多く来襲しているようです。こういった状況から各家庭でも次の注意事項をよくまもり、被害をできるだけ少なくするようにしたいものです。

まず、台風情報が出されるようになったら、  
◎家の周囲を見廻って下水溝をよくさらえて水はけをよくしておく。

◎屋根やヘイの補修をしておく。

◎停電にそなえて、必ずトランジスタラジオを準備しておく。

◎次に注意報が出て、台風の襲来が確実になったら、ラジオやテレビの台風情報に注意する。

◎高潮などのおそれのある海岸や低地に住んでいる人は早目に避難の準備をする。

◎被害を少なくするために家財道具や貴重品は二階などの高い所へ移しておく。

◎避難命令が出たらガスの元センを止めて火の気を完全に消し、電気のスィッチも切ること。

以上のようなことを充分心がけながら台風による被害をできるだけ少なくしたいものです。

★宅地、建物を

購入するときには……

最近、宅地や建物を購入した後、購入者と業者の間で、色々と話し合上の制度やこれらのことに関連したトラブルが生じ、相談に持ち込まれるケースが多くなっています。

宅地建物取引業法では、こういった紛争をなくするために「重要事項の説明など」として業者が説明しなければならぬことになっており、特に、そのうち、たいせつな事項は書面で交付することを義務づけています。

例えば、次のような事項は書面で交付しなければならないことになっています。

◆物件の登記の種類、内容、登記名義人または登記簿の表題部に記載された所有者の氏名

◆都市計画法、建築基準法、その他の話し合に基づく制限事項のあらまし

◆私道に関する事項

◆飲用水、電気およびガスの供給ならびに排水のための施設の整備状況。

このほかに、金銭関係、契約解除、損害賠償については必ず説明しなければならぬことになっています。

県では、業者の育成指導という立場から、立入検査などをして、指導しています。しかし立入検査による指導にも限度がありますので、購入される方は、まず業者から重要事項の説明をうけ、必要なものは、書面の交付を求めようとして、将来のトラブルを未然に防ぐことがたいせつです。